

令和3年10月26日（火）  
問合せ 経済部経済観光課  
電話 0126-63-0111  
担当 高橋

## びばい経営支援金【第3次】の申請受付開始について

次のとおり、申請の受付を開始しますので、お知らせします。

### 「びばい経営支援金【第3次】」制度概要

まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令により、営業時間短縮や外出・往来自粛の要請などが長期化する中で、事業の継続に支障をきたしている事業者の皆さんを支援するため、国の「月次支援金」や北海道の特別支援金「B」または「C」の支給対象となった方に、美唄市の支援金を上乗せして支援します。

【支援金額】○法人事業者 20万円  
○個人事業者 10万円

#### 【支援対象要件】

- ・市内において事業を営む者（市内に店舗等を有すれば、市外の法人・個人事業主も対象）であって、中小企業庁が給付する月次支援金または北海道が給付する道特別支援金BまたはCにおいて、令和3年4月以降に給付の決定を受けていること。
- ・申請日以後において、市内で当該事業を継続する意思があること。
- ・代表、役員、従業員等が暴力団関係事業者等ではないこと。

#### ■申込期間

令和3年10月27日（水）～令和4年2月28日（月）まで

#### ■申請方法等

郵送及び持参

提出先：美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市経済部経済観光課商工労働係

#### ■その他

申請書等については、令和3年10月27日に市ホームページで公開します。

必要書類等については、別添資料をご覧ください。

## びばい経営支援金申請書【第3次】

(宛先)美唄市長

びばい経営支援金給付要綱の規定により、支援金の給付を受けたいので、下記事項に宣誓・同意の上、びばい経営支援金を申請いたします。

### 【宣誓・同意事項】

- ① 給付対象要件(対象者・申請要件)を満たしていること。
- ② 申請書記載事項及び添付書類等の内容が虚偽でないこと。
- ③ 支援金の受給後も市内で事業を継続する意思があること。
- ④ 不給付要件(給付対象外となる者)に該当しないこと。
- ⑤ 市長が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- ⑥ 不正受給等が判明した場合には、支援金の返還等を行うこと。
- ⑦ 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項に同意すること。
- ⑧ 市税等の賦課状況について確認し、申請書類に記載された情報は、税務当局の求めに応じて提供すること。
- ⑨ 今回の申請に伴い提出した連絡先等に、市から各種支援施策・調査等を送付すること。
- ⑩ びばい経営支援金給付要綱に従うこと。

申請日	年 月 日
(フリガナ)	
会社名(商号)	
(フリガナ)	
店舗名(屋号) <small>※上記と同じ場合は記入不要</small>	
代表者役職・氏名	(担当者役職・氏名： ) ⑩
住所	〒 -
電話番号	(担当者連絡番号： )
電子メールアドレス	
主たる業務	
給付を受けた支援金	<input type="checkbox"/> 月次支援金 <input type="checkbox"/> 道特別支援金B <input type="checkbox"/> 道特別支援金C

金融機関名		口座種別		口座番号	
支店名		口座名義 (かたが)			

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、支援金の給付の申請から、支援金の受領後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

# びばい経営支援金【第3次】

まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令により、営業時間短縮や外出・往来自粛の要請などが長期化する中で、事業の継続に支障をきたしている事業者の皆さんを支援するため、国の「月次支援金」や北海道の道特別支援金「B」または「C」の支給対象となった方に、美唄市の支援金を上乗せして支援します。

## 支援金額

法人事業者  
20万円

個人事業者  
10万円

## 対象者

### 市内の法人・個人事業者

- ・法人は資本・出資金が10億円未満、常時使用従業員2千人以下
- ・市内において事業を営む者（市内に店舗等を有すれば、市外の法人・個人事業主も対象）であって、中小企業庁が給付する月次支援金または北海道が給付する道特別支援金BまたはCにおいて、令和3年4月以降に給付の決定を受けていること。
- ・申請日以後において、市内で当該事業を継続する意思があること。
- ・代表、役員、従業員等が暴力団関係事業者等ではないこと。

## 必要書類

- ① 「びばい経営支援金申請書」(押印したもの)
- ② 月次支援金または道特別支援金BまたはCの給付決定を受けたことを証する書類の写し
- ③ 本人確認書類(免許証の写し等) ※申請者が個人事業者の場合のみ
- ④ 個人事業者で②及び③の住所が美唄市外である場合のみ、申請時点で美唄市に住所があることが分かるもの
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し(通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ等)

※ 書類等が不明な場合はお問い合わせください。

### 不給付要件 (給付対象外となる者)

- ① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

## 受付

### 期間

令和3年10月27日  
～令和4年2月28日

郵送での申請を基本とします

送付先

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号  
美唄市 経済部 経済観光課商工労働係

持参する場合

提出先

市役所2階 経済部 経済観光課

※申請内容に不備等がある場合は、電話等でご連絡いたします。

美唄市 経済部 経済観光課商工労働係  
☎ 0126-63-0111 (平日8:45~17:15)